

窓口	戸籍住民課（1階）	（連絡先 054-221-1061）
⑩	転居届の提出 ※住み始めてから14日以内に提出してください。（住み始める前では受付できません。）	【届出人】 住民異動した本人（15歳以上） 新住所及び旧住所の世帯主または同一世帯員 法定代理人または任意代理人 親権者（異動した人が、15歳未満のとき） ※マイナポータル等を使ってオンラインで手続きした場合は窓口でお伝えください。 【持ち物】 □ 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） □ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方） ⇒カード交付時に設定した暗証番号が必要となります。（顔認証マイナンバーカードを除く。） □ 外国籍の方は、特別永住者証明書・在留カードをお持ちください。 □ 委任状（任意代理人の場合、委任者本人が記載した委任状が必要になります。） □ 成年後見人の登記事項証明書等（法定代理人の場合、その資格がわかるもの）
【その他】		
●マイナンバーカードについて		
マイナンバーカードの住所変更を行います。 ⇒カード交付時に設定した4桁の暗証番号が必要となります。（顔認証マイナンバーカードを除く。） 異動後も署名用電子証明書（6桁以上16桁以下の暗証番号）を引き続き使用する場合は、原則ご本人による手続きが必要となります。		
●公立小・中学校の児童生徒が転居した場合		
戸籍住民課で転学通知書を交付します。（転学通知書は、今まで通学していた学校に持って行き、そのあと転入する学校へ届けてください。） ※今まで通学していた学校へ引き続き通学を希望される場合は、職員に申し出てください。		
●パスポートの住所に変更がある場合		
緊急連絡先（パスポート最終ページ）をご自分で訂正してください。 ※顔写真掲載ページの内容に変更がある場合は、1番窓口での手続きが必要です。		
家庭ごみの出し方や収集日については収集業務課（静岡庁舎 新館 13階 054-221-1365）へお問い合わせください。		

窓口	保険年金課（1階）	保険第1・第2係 054-221-1070 国民年金係 054-221-1065
⑦ ⑧	国民健康保険の加入者が転居した場合	戸籍住民課に転居届を提出することにより、新住所を記載した静岡市国民健康保険証を交付します。 戸籍住民課での手続き後、保険年金課で説明を行います。 【持ち物】 □ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど） □ 転居する者の国民健康保険証またはお持ちの方は資格確認書 □ 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） □ 特定疾病療養受療証（お持ちの方） □ 委任状（代理人の場合、本人が記載した委任状が必要になります。）
⑨	後期高齢者医療制度の加入者が転居した場合	マイナ保険証をお持ちの方には住所変更後の「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を後日郵送します。 （※令和7年8月の旧保険証有効期限切れによる一斉更新までは、経過措置としてマイナ保険証をお持ちの方にも「資格確認書」を交付します）
【年金加入者】		
●国民年金の加入者（自営業者や学生などの第1号被保険者）が転居した場合		
国民年金の加入者（自営業者や学生などの第1号被保険者）が転居した場合、戸籍住民課に転居届を提出することにより、国民年金の住所も変更されます。また、国民年金保険料の納付書は、引き続き使用できます。		
【年金受給者】		
●老齢年金、障害年金、遺族年金などの受給者が転居した場合		
年金事務所へ住所変更の届出が必要な方と、不要な方がいます。基礎年金番号をご用意の上ねんきんダイヤルにお問い合わせください。 ねんきんダイヤル 0570-05-1165 （050から始まる電話からは、03-6700-1165） ※共済年金や、企業年金を受給されている方は、各機関にお問い合わせください。		
●60歳以上で年金受給者以外の方が転居した場合		

窓口	市民税課（2階）	軽自・諸税係 054-221-1218
②④	原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が転居した場合	【備考】 特に届出の必要はありません。新しい住所（お名前）での標識交付証明書が必要な場合は、下記をお持ちいただき、再発行の手続きをしてください。 【持ち物】 □ 標識交付証明書（残っている場合） □ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
【その他】原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問い合わせについては下記にお願いします。		
バイク（125cc超～）と普通自動車 静岡運輸支局検査登録担当 050-5540-2050 軽三輪・軽四輪車（660ccまで） 軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776		

窓口	高 齢 介 護 課（２ 階）	介護保険第１、第２係 ０５４-２２１-１１８０
⑩	介護保険被保険者(65歳以上の方、2号被保険者の方)が転居した場合	☐ 戸籍住民課での住民異動届の写し ☐ 介護保険被保険者証（窓口にお持ちいただかなくても手続きできます） ☐ 負担割合証・負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証(お持ちの方のみ)
⑪	外国人高齢者福祉手当を受けている人が転居した場合	手続きが必要ですので、【高齢者福祉課 高齢者支援係 ０５４-２２１-１２０１】へご連絡ください。

窓口	子 育 て 支 援 課（２ 階）	給付係 ０５４-２２１-１０９３ 入園係 ０５４-２２１-１０９５
④	児童手当の受給者・対象児童・算定対象となる児童の兄姉（１８歳以上２２歳以下）が転居した場合	【届出人】 受給者 ※受給者が児童と別居となる場合は、同居している保護者による手続きが必要になる場合があります。 【持ち物】 ☐ 窓口に来る方の身元確認書類（運転免許証等） ☐ 委任状（代理人の場合、受給者が記載した委任状が必要になります。） （委任状の書式は静岡市ホームページからダウンロードできます） ※詳しくは子育て支援課給付係にお問い合わせください。
	児童扶養手当の受給者・受給対象児童が転居した場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 ☐ 児童扶養手当証書 ※持ち物は事情により異なりますので、子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	ひとり親家庭等医療費助成金の受給者・対象児童が転居した場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 ☐ ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 ※持ち物は事情により異なりますので、子育て支援課給付係へお問い合わせください。
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人・連帯借受人・連帯保証人が転居した場合	【届出人】 本人 【備 考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。
	子ども医療費受給者証を持っている子どもが転居した場合	【届出人】 保護者 【持ち物】 ☐ 子ども医療費受給者証 ☐ 子どもの加入医療保険情報が分かるもの（コピー可）
	こども園・保育園等に通園(申込)している児童・父母・同居家族が転居した場合	【届出人】 保護者 【持ち物】 ☐ 支給認定証 【備 考】 変更届を提出していただきます。

窓口	お 客 様 サ ー ビ ス 課（２ 階）	上下水道お客様サービスセンター ０５４-２５１-１１３２
②①	水道・下水道のご使用を始めるとき、又は使用を止めるとき井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	【届出人】 【備 考】 電話又は水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 ０５４-２５１-１１３２】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く）午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時受け付けます。 水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554 
	口座振替納付をご利用する場合	【備 考】 金融機関の窓口でお申し込みください。 持ち物 ☐ お客様番号の分かる「水道（下水道）使用水量等のお知らせ」等 ☐ 通帳 ☐ お届け印 ※静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、お客様サービス課窓口でお申し込みも可能です。 持ち物 ☐ 対象金融機関のキャッシュカード ☐ 顔写真付きの身分証明書 ☐ 使用者・支払者以外の方が申し込む場合は委任状 ただし、前住居で口座振替をご利用されていた方は、転居先でも引き続き同じ口座をご利用いただけます。使用開始・中止のお申し込みの際、一緒にお申し付けください。 詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問い合わせください。

窓口 障害者支援課（２階）		6 番 054-221-1099 7・8 番 054-221-1589
⑥	身体障害者手帳をお持ちの方が転居した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 身体障害者手帳
	療育手帳をお持ちの方が転居した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 療育手帳
	特別児童扶養手当 重度心身障害児扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過福祉手当 を受けている方が転居した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 受給者及び届出人の本人確認できるもの
	重度心身障害者医療費助成金 受給者証（身体・知的）を お持ちの方が転居した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 受給者証（精神障害者分は除く）
	自立支援医療（更生医療） を受けている方が転居した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 自立支援医療受給者証（更生医療）
⑦	障害福祉サービスを受けている方が転居した場合	【届出人】 受給者、家族またはその依頼を受けた方 【持ち物】 ☐ 障害福祉サービス受給者証
⑧	精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方が転居した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 精神障害者保健福祉手帳
	自立支援医療（精神通院） を受けている方が転居した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 自立支援医療受給者証（精神通院）
	重度心身障害者医療費助成金 受給者証（精神）をお持ちの方が 転居した場合	【届出人】 本人、家族、親族 【持ち物】 ☐ 受給者証（精神障害者分に限る）

静岡市まちづくり公社（３階） （市営住宅）		まちづくり公社 054-221-1253
市営住宅の入居世帯全員が転居する場合	退去する１５日前までに、返還届を提出してください。（用紙は３階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 ☐ 名義人の口座番号のわかるもの ☐ 転居先の住所と電話番号	
市営住宅の名義人が転居する場合	３階静岡市まちづくり公社へお問い合わせください。	
同居人が転居する場合	異動届を提出してください。（用紙は３階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 ☐ 全員が記載されている住民票（転居者に×印のついているもの、続柄・本籍記載）	
転居者が市営住宅に同居する場合	同居の承認基準がありますので３階静岡市まちづくり公社で確認してください。 ※持参するものはそのときに説明します。	

住宅政策課（県営安倍口団地）（５階）		管理係 054-221-1132 収納係 054-221-1289
県営安倍口団地入居世帯全員が転居する場合	県営安倍口団地污水处理場使用連絡票を提出してください。 ※その他必要な手続きについては、静岡県住宅供給公社（054-255-4824）へお問い合わせください。	
	【届出人】	本人又は家族（電話でも可）
	【持ち物】	☐ 県営安倍口団地污水处理場使用連絡票
	【備考】	- 用紙は住宅政策課にあります。 - 県営安倍口団地污水处理場使用連絡票申込用 QR からもお申込みできます。 

戸籍管理課（１５階）		霊園・斎場係 054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園の 利用者（名義人）が転居した場合 ※届出後、戸籍管理課へお越しください。 市営墓地利用者住所変更届出書 をお渡しします。	☐ 市営墓地利用者住所変更届出書 ☐ 転居先の新住民票 ☐ 市営墓地利用許可証 ※後日、提出または郵送していただきます。 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所４階地域総務課での手続きとなります。	
市営納骨堂利用者が転居した場合 ※届出後、戸籍管理課へお越しください。 納骨堂利用者住所変更届出書 をお渡しします。	【持ち物】 ☐ 納骨堂利用者住所変更届出書、転居先の新住民票、納骨堂利用許可証 ※後日、提出または郵送していただきます。	

廃棄物対策課（１３階）		浄化槽推進係	054-221-1264
し尿くみ取りを新規に始める場合、廃止する場合、または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が変更になる場合	【届出人】 本人又は家族（電話でも可）		
市民自治推進課（１５階）		自治活動支援係	054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている人が転居した場合	【備考】 戦傷病者異動等届を提出		
	☐ 戦傷病者手帳 【持ち物】 ☐ 転居したことが確認できる住民票 ☐ 届出者の本人確認書類		

庁 舎 外

門屋浄水場内 中山間地水道課		簡易水道施設係	054-207-9470 (葵区門屋 99 門屋浄水場)
市営簡易水道の使用を始めるとき又は、使用を止めるとき 対象区域：井川、日向、坂ノ上	【届出人】 本人又は家族		
	【備考】 中山間地水道課簡易水道施設係までお問い合わせください。 井川、日向、坂ノ上以外の区域は市営簡易水道ではありませんのでご注意ください。		
動物愛護センター	静岡市葵区産女953番地	動物愛護第1係(葵区・駿河区)	054-278-6409
	静岡市清水区役所2階	動物愛護第2係(清水区)	054-354-2403
	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号	蒲原支所地域振興係(清水区蒲原)	054-385-7730
犬の飼い主として登録してある人が転居した場合	【届出人】 本人または家族が届出。(電話でも可) (マイクロチップが装着された犬の場合、市への届出が不要になる場合があります。)		

市立図書館各館							
図書館カードの交付を受けている人が転居した場合 ※市外局番（054）	【届出人】	本人又は家族 ※電子申請サービスからも申請が可能です					
	【連絡先】	中 央 図 書 館	247-6711	北 部 図 書 館	653-1817		
		御 幸 町 図 書 館	251-1868	麻 機 分 館	248-5035		
		藁 科 図 書 館	278-4100	美 和 分 館	296-6501		
		南 部 図 書 館	288-2151	清水中央 図 書 館	354-1331		
		西 奈 図 書 館	265-2556	清水興津 図 書 館	360-4311		
		長 田 図 書 館	259-7878	蒲 原 図 書 館	388-3456		

保健所 保健所総務課		疾病対策係	054-249-3177
特定医療（指定難病）受給者が転居した場合	【届出人】 本人または家族 ※まずは、担当にお問合わせください。 【持ち物】 ☐ 特定医療（指定難病）受給者証 ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。		
小児慢性特定疾病医療受給者が転居した場合	【届出人】 本人または家族 ※まずは、担当にお問合わせください。 【持ち物】 ☐ 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。		
自立支援医療（育成医療）受給者が転居した場合	【届出人】 本人または家族 ※まずは、担当にお問合わせください。 【持ち物】 ☐ 自立支援医療受給者証（育成医療） ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。		
未熟児養育医療受給者が転居した場合	【届出人】 家族 ☐ 養育医療券		
被爆者健康手帳を持っている人が転居した場合	【届出人】 本人または家族 【持ち物】 ☐ 被爆者健康手帳 ☐ 転居したことが確認できる住民票 ☐ 手当証書（被爆者が手当を受けている場合） ☐ 被爆者の振込金融機関の口座番号のわかるもの（被爆者が手当を受けている場合）		

保健所 感染症対策課		予防接種係	054-249-3173
予防接種シールの発行を受けた方が転居した場合	予防接種シールの住所欄を保護者の方が訂正してください。 修正方法⇒旧住所を二重線で消し、余白に新住所をご記入ください。 戸籍・住民票の手続きをした日の翌日以降、保健所、保健所清水支所または各保健福祉センターで、新住所が印字された予防接種シールを発行することもできます。(母子健康手帳を持参してください。)		